

みやこ下地島空港ターミナルビル内撮影規則

2021年5月20日制定

(目的)

第1条 この規則は下地島エアポートマネジメント株式会社（以下「会社」という。）が管理するみやこ下地島空港ターミナル内（外構を含み、以下「ターミナル」という）の施設等で行う映画、テレビ、写真等の撮影（以下「撮影」という。）に関する許可申請手続き、撮影に係る料金（以下「撮影料」という。）、その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、空港内における次の各号に掲げる撮影について適用する。

- (1) 劇場映画、テレビ番組（ドラマ、情報番組、ニュース等）、CM、インターネット番組等の制作のために行う撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のために行う撮影
- (3) ラジオ番組、テレビ番組等で使用する音声の収録
- (4) 教材、その他広報資料の作成のために行う撮影

(撮影場所)

第3条 撮影のために使用できる場所は、ターミナル内とする。

(撮影時の立ち会い)

第4条 ターミナル内において撮影を行う場合は、原則、会社職員が立ち会うこととする。なお、ターミナル内制限区域で撮影を行う場合は、有効な制限区域立入承認証を持った会社職員が必ず立ち会う。立合者数については、撮影規模、人数を勘定し会社が決定する。

(撮影日時)

第5条 原則として、撮影時間は、空港運用時間の間で会社の指定した間とする。

(撮影許可申請)

第6条 ターミナル内で撮影を希望する者は、会社に対し撮影許可申請を行わなければならない。

- 2 撮影者は、撮影に必要な諸調整を会社と完了させた後、原則、撮影を行おうとする日の原則3営業日前までにみやこ下地島空港ターミナル撮影許可申請書（様

式1)を提出しなければならない。

- 3 制限区域内で撮影を行う場合は、撮影前日の15時までに撮影者全員の氏名と所属先を記載したリストと撮影機材のリストを会社に対し提出しなければならない。撮影前日の15時以降の変更は認めないものとする。
- 4 撮影者が撮影に必要な諸調整、申請書の提出が完了していない場合には、ターミナルで撮影を行うことができない。

(審査)

第7条 会社は、撮影許可申請を受理した場合、撮影者の目的、日時、場所、人数、撮影内容等について、空港のイメージを損なわないものである等、当該撮影を許可することが適当であるかの審査を行う。

(撮影許可)

- 第8条 会社は、前条の審査により撮影を許可した場合は、撮影者に対しその旨を通知するものとする。この場合において、会社は必要に応じ条件を付すものとする。
- 2 会社は撮影者に対し、会社事務所に於て撮影許可腕章（以下「腕章」という。）を貸与する。
 - 3 撮影者は貸与された撮影許可腕章を適切に管理することとし、撮影終了後すみやかに会社まで返却する。
 - 4 撮影者は、会社から撮影許可の通知を受けた後に撮影許可内容を変更することは原則できないものとする。ただし、会社が認めた特別な事情がある場合は、この限りではない。
 - 5 会社は、申請内容に不備又は虚偽の記載等がある場合には、撮影許可を取り消す場合がある。

(撮影料、施設使用料、申請手数料及び立ち会い料)

- 第9条 撮影者は、会社が必要と認めた場合には次に掲げるところにより会社に撮影料及び施設使用料を支払わなければならない。
- (1) 撮影料の金額は、撮影の規模、映像等の用途、撮影時間等を勘案し会社が決定し撮影開始前日までに見積りを提示する。
 - (2) 撮影料は、撮影終了後会社が指定する期日までに指定口座へ振込むこととする。
 - (3) 施設使用料は別途定める「みやこ下地島空港ターミナル管理規程」により会社が決定する。
- 2 制限区域内で撮影を行う場合は、会社に申請手数料及び立ち会い料を支払わなければならない。

- (1) 申請手数料は撮影者1人当たり400円(税別)とする。
 - (2) 申請後、撮影者の人数が減った場合でも申請手数料は返還しない。
 - (3) 立ち会い料は立ち会い者1名につき1時間当たり10,000円(税別)とする。
 - (4) 申請手数料及び立ち会い料は、撮影日終了後会社の指定する期日までに口座へ振り込むこととする。
 - (5) 予定した撮影時間を超えて撮影を行った場合、会社は超過時間分の立ち会い料を撮影者へ請求する。
- 3 会社は、第1項ないし第2項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は撮影料、施設使用料、申請手数料及び立ち会い料を免除することができる。
- (1) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として撮影を行う場合
 - (2) 空港内の事業所が研修、その他自社の広報のための撮影を行う場合
 - (3) 空港の広報宣伝に資する場合等で、会社が適当と認めた場合

(撮影の中止及び延期)

第10条 会社は、国賓等のVIPが出入りする時間帯、旅客の混雑時その他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に又は実施中に撮影を中止させ、又は延期させることができる。

(撮影者の責務)

第11条 撮影者は、撮影の実施にあたっては、現場責任者を定め、本規則及び下地島空港保安管理規程等諸規定を厳守するとともに、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。

- 2 現場責任者は、撮影実施中は、撮影者全員に第8条第2項に定める撮影許可腕章を着用させなければならない。
- 3 クリーンエリア運用時間中にクリーンエリア内で撮影を行う場合は、クリーンエリア入域時に保安検査を受けるものとし、検査時は保安検査員の指示に従わなければならない。また、クリーンエリア退域時についても保安検査員により機内持ち込み制限品についての確認を行わなければならない。
- 4 会社は、本条の規定に違反した者に対して、直ちに撮影を中止させ、今後の撮影についても許可しないなどの措置を講ずることができる。

(禁止行為)

第12条 撮影者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 許可を受けた場所以外で撮影すること。又は許可を受けた場所を撮影以外の目的に使用すること
- (2) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し迷惑を及ぼす行為をすること

- (3) 撮影許可腕章の着用なしに撮影を行うこと
 - (4) 会社の許可を受けないで会社の施設等に商号、商標、広告その他これらに類する表示をすること
 - (5) 会社の許可を受けないで撮影箇所に造作等すること
 - (6) 会社の承認を受けないで撮影機材以外のものを持ち込むこと
 - (7) ターミナル施設内の施設、設備等を会社の許可なく移動すること
 - (8) ターミナル施設内の電源を使用すること
 - (9) 立入禁止区域に立ち入ること
 - (10) 保安検査場及び CIQ 施設等撮影禁止区域内の撮影をすること
 - (11) ターミナル施設内に脚立や三脚など撮影機材を放置すること
 - (12) 後ずさりしながらの撮影および機材をもって走ること
 - (13) 空港利用者の通行及び店舗への導線を遮るようにカメラケーブル等を敷設すること
- 2 会社は、前項の規定に違反した者に対し、直ちに撮影を中止させ、退去を求める等必要な措置を講ずることができる。また、今後の撮影についても許可しないなどの措置を講ずることができる。

(原状回復)

第13条 撮影者は、撮影を終了したときは、不要物を撤去する等、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 撮影者が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損、汚損、亡失又はその他行為により、会社、旅客、空港に勤務する者その他関係者に損害を与えた場合、撮影責任者は、直ちにその旨を会社に報告するとともに、当該損害を賠償しなければならない。

- 2 撮影者は、旅客、空港に勤務する者その他の関係者の故意又は過失により損害を受けた場合、会社に対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

(その他)

第15条 ターミナルビルの利用については、「みやこ下地島空港ターミナル供用規定」ならびにその他関係法令等を遵守すること。

(本規則の所管)

第16条 本規則は下地島エアポートマネジメント株式会社 施設運営部が所管する。

みやこ下地島空港ターミナル撮影許可申請書

下地島エアポートマネジメント株式会社

代表取締役社長 伴野 賢太郎 殿

所 属：

氏 名：

連絡先：

みやこ下地島空港ターミナルビル内撮影規則第 6 条に基づき、ターミナル内での撮影を許可いただきたいので以下のとおり申請いたします。

記

撮影希望日時	20 年 月 日 () : ~ 月 日 () :
撮影希望場所	チェックイン棟 ・ ラウンジ棟 ・ 国内線到着棟 ・ その他 ()
撮影責任者所属先	
撮影責任者氏名	
撮影責任者連絡先	電 話 (携帯) : メ ー ル :
撮影目的	
放映予定日	
放映チャンネル	
撮影者人数	撮影スタッフ： 名 出演者： 名 その他関係者： 名
添付資料	・ 企画書 ・ 撮影場所図面 ・ 撮影者リスト (制限区域内撮影の場合) ・ 撮影機材リスト (制限区域内撮影の場合) ・ その他

撮影者リスト

	所属	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

機材リスト

	品目	数量	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

※ 危険物（高圧ガス、発電機等）を持ち込む場合は別途申請が必要となりますので「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例」をご確認ください。

※ 特殊品（一般的に認知されていない物）を持ち込む場合は備考欄へ用途をご記入ください。